

「ごみ屋敷」対策に関する調査結果（概要）

〔通知日：令和6年8月28日 通知先：環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）、国土交通省〕

！ 調査の背景

- いわゆる「ごみ屋敷」は、物品の堆積による悪臭・害虫の発生や火災のおそれなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼしている
- 「ごみ屋敷」の解消のため、一部の市区町村においては条例を制定するなどして対応しているが、居住者が堆積物の排出に応じない、一旦堆積物を排出しても「ごみ屋敷」が再発するなど、市区町村は対応に苦慮
- 本調査は、調査対象30市区が把握している「ごみ屋敷」事案（解消62・未解消119の計181事例）を整理することにより、「ごみ屋敷」事案の実態や、市区町村の対応状況、課題等を明らかにすることを目的として実施

※ 全国における「ごみ屋敷」の認知件数は、平成30～令和4年度累計で5,224件（令和4年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書（令和5年3月環境省））

📄 主な調査結果

- **未解消事例の約3割は堆積物を有価物であると主張し、排出に応じない状況。**現行の国の指針・通知の内容では、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するとの判断が困難であり、排出指導も困難とする意見あり。**一方、他法令（公営住宅法、消防法）に基づく指導・助言により排出された事例あり**
- **居住者の約7割は健康面や経済面の課題（要介護、認知症、精神疾患、生活困窮等）を抱えている状況。関係機関と連携した福祉的支援（介護施設入所、ヘルパー導入、成年後見等）や経済的支援（ごみ出し支援等）により解消した事例あり**
- **未解消事例の約3割は、一旦堆積物が排出されても再発している状況（再発の可能性があるとして市区が判断している事例を含む。）。****再発防止の観点から福祉的支援を継続し、再発防止に効果を上げている例あり**

※ 上記に関し、調査した市区からは、関連する法令の解釈に資する情報を含め、関連する国の支援方策や他の市区町村における取組事例等を教えてほしいとの意見あり

👉 当省の意見

市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、関係省庁が連携し、下記のような活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すこと

- 廃棄物該当性の判断に資する情報【環境省】、公営住宅入居者への対応に係る情報【国土交通省】、火災予防の観点からの情報【総務省（消防庁）】
- 健康面・経済面の活用し得る支援方策・取組事例【厚生労働省】
- 再発防止の取組事例【環境省・厚生労働省】
など

💡 期待される効果

市区町村における「ごみ屋敷」事案に対する手段の増加

「ごみ屋敷」事案の改善、周辺地域や居住者の生活環境の改善